

令和4年5月17日



中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）
〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1 電話 (027) 288-0371 FAX (027) 230-8052

【 記 事 】

- 1 新年度ご挨拶
- 2 人事異動
- 3 飼養衛生管理マニュアル作成が義務づけられました
- 4 令和4年「定期報告書」の提出がお済みでない方へ
- 5 主要監視伝染病の年次別発生状況について
- 6 家畜伝染病予防法第5条に基づく牛定期検査について
- 7 牛ウイルス性下痢(BVD)検査について
- 8 アカバネ病ワクチンについて
- 9 ハエの防除対策は早めに行いましょう
- 10 暑熱対策の確認を
- 11 令和3年度 畜産試験場 研究成果発表会の動画配信
- 12 令和3年度第64回群馬県原乳品質改善共励会の結果
- 13 ヨウ素系ディッピング剤と牛糞の接触から生成される物質が、生乳の異味異臭の原因であると推察されました！

◆◆ 新年度ご挨拶 ◆◆

令和4年4月1日付けで中部農業事務所家畜保健衛生課長に着任いたしました庭野です。

日頃から家畜保健衛生並びに畜産振興に係る事業の推進に御理解と御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

この度の定期人事異動により中部家保では6名の異動がありました。新体制のもと、より一層業務に邁進する所存ですので、よろしく願いいたします。

群馬県では令和2年から豚飼養農場において7回の豚熱の発生があり、市町村、農協、獣医師会や建設業協会等の御協力を得て防疫措置を完了させました。しかし、本県や近隣県のいのししからの検出や茨城県の養豚場での発生があり、現時点においても農場へのウイルス侵入リスクが高い状況にあります。また、国内で発生が続いている高病原性鳥インフルエンザ、海外から侵入リスクの高いアフリカ豚熱等、いつどこで家畜伝染病が発生してもおかしくない状況にあると言えます。

今後も発生時の迅速な防疫措置の備えを行っていく所存ではありますが、生産者の皆様におかれましても、飼養衛生管理基準の遵守による侵入防止対策の徹底と早期発見・早期通報をお願いいたします。

新体制のもと一つ一つの課題に真摯に向き合い、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止、生産性の向上等、畜産振興に職員一丸となって取り組んで参りますので、更なる御理解、御協力をお願いいたします。

中部農業事務所家畜保健衛生課長

（中部家畜保健衛生所長） 庭野 正人

◆◆ 人事異動 ◆◆

4月1日付け定期人事異動により、本年度は以下の体制となります。

●令和4年度の職員一覧

🌸 転入者（旧所属）

| | | |
|---|----|---------------------|
| 課長 | 🌸 | 庭野 正人（東部家畜保健衛生所） |
| 次長 | 🌸 | 小屋 正博（吾妻家畜保健衛生所） |
| 環境衛生係 （環境指導、定期報告、 耳標、公共牧場、 死亡牛届出等） | 係長 | 坂西 啓悟 |
| | | 永井 朋子 |
| | | 中澤 咲紀 |
| | | 木暮 幸博 |
| | | 高橋 泰幸 |
| 防疫第一係 （牛、馬、蜜蜂、山羊、 めん羊） | 係長 | 🌸 阿部 有希子（西部家畜保健衛生所） |
| | | 平林 晴飛 |
| | | 🌸 中島 康貴（畜産試験場） |
| | | 蜂谷 信昭 |
| 防疫第二係 （豚、鶏） | 係長 | 🌸 吉田 幸代（家畜衛生研究所） |
| | | 横澤 奈央子 |
| | | 湯野川 景人 |
| | | 若山 映令彩 |
| | 🌸 | 松村 一男（西部家畜保健衛生所） |

●転出者（新所属）

| | | |
|-------|----|--------------------|
| 課長 | | 板垣 光明（東部家畜保健衛生所） |
| 次長 | | 坂庭 あづさ（西部家畜保健衛生所） |
| 防疫第一係 | 係長 | 佐藤 美行（利根沼田家畜保健衛生所） |
| 防疫第二係 | 補佐 | 森 あゆみ（吾妻家畜保健衛生所） |
| | | 中島 翔一（利根沼田家畜保健衛生所） |
| | | 渡邊 知宣（利根沼田家畜保健衛生所） |

◆◆ 飼養衛生管理マニュアル作成が義務づけられました ◆◆

飼養衛生管理基準の改正により、令和4年2月から「飼養衛生管理マニュアル」作成が義務付けられました。

令和3年12月号の家保だよりにて同封しました「飼養衛生管理マニュアル」冊子の空欄の枠内にご記入いただくことによりマニュアルとして使用することもできますので、内容をご確認の上、ご活用ください。

◆◆ 令和4年「定期報告書」の提出がお済みでない方へ ◆◆

伝染病の発生予防や発生時の迅速なまん延防止対策を図るため、家畜の飼養者は毎年2月1日時点の家畜の飼養状況を群馬県知事あてに報告することが義務付けられています。

令和4年は1月31日付けで報告様式等の書類をお送りしております。

未提出の方は至急提出をお願いします。

報告対象 家畜伝染病予防法で定めるすべての家畜

牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥

※教育用(学校動物)、愛玩用(ペット)、観賞用、展示(動物園等)も含まれます。

提出書類

1. 定期報告書（所有者氏名、住所、農場所在地、畜種別飼養頭数、畜舎数等）
2. 飼養衛生管理基準の遵守状況（チェックシート）
3. 添付書類

ただし、飼養家畜頭羽数が次の場合は1.の書類のみの提出で構いません。

- ・鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし : 5頭以下
- ・鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥 : 100羽未満



未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合は、指導の対象となります。また、家畜伝染病が発生した場合、殺処分した家畜の手当金について減額の対象となりますので、ご注意ください

◆◆ 主要監視伝染病の年次別発生状況について ◆◆

(頭数)

| 伝染病の種類 | 地区 | 平成29年 2017 | 平成30年 2018 | 平成31年 2019 | 令和2年 2020 | 令和3年 2021 |
|--------------------|----|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|
| ヨーネ病 | 群馬 | 7 | 6 | 11 | 5 | 5 |
| | 全国 | 817 | 831 | 1066 | 809 | 953 |
| 牛ウイルス性下痢 (BVD) | 群馬 | 16 | 22 | 26 | 9 | 8 |
| | 全国 | 380 | 382 | 359 | 265 | 235 |
| 牛伝染性鼻気管炎 (IBR) | 群馬 | 7 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| | 全国 | 54 | 7 | 44 | 11 | 36 |
| 牛伝染性リンパ腫 (牛白血病) | 群馬 | 60 | 48 | 40 | 38 | 64 |
| | 全国 | 3453 | 3859 | 4113 | 4197 | 4371 |
| サルモネラ症 | 群馬 | 0 | 2 | 0 | 19 | 5 |
| | 全国 | 50 | 294 | 193 | 341 | 286 |
| ネオスポラ症 | 群馬 | 3 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| | 全国 | 13 | 11 | 6 | 7 | 12 |

R3年次全国は速報値
令和3年次群馬県は12月末時点

過去5年間の主な監視伝染病の発生状況です。

自農場に病原体を持ち込まないよう飼養衛生管理基準を遵守してください。

◆◆ 家畜伝染病予防法第5条に基づく牛定期検査について ◆◆

令和4年度は、以下の地域が対象となります。御協力よろしく申し上げます。検査の詳細については、市長村からの通知をご確認ください。

検査対象地区：渋川市（旧渋川）、前橋市（富士見）、伊勢崎（旧伊勢崎、赤堀）

検査対象牛：6か月齢以上の搾乳用雌牛と繁殖用雌牛

検査手数料：1頭あたり700円

検査日程：下表のとおり

| 地区 | 日程 |
|-----|---------|
| 渋川 | 5月下旬 |
| 富士見 | 7月上旬～中旬 |
| 伊勢崎 | 11月中旬 |
| 赤堀 | 11月中旬 |

検査項目：ヨーネ病

※定期検査時に採取した血液で、牛伝染性リンパ腫及びウイルス性下痢の検査を実施することができます。ご希望の場合は、家畜保健衛生所までお問合せください。

◆◆ 県外導入牛・退牧牛のヨーネ病検査について ◆◆

県外導入牛（県外預託帰りを含む）は、導入時にヨーネ病の検査が必要です。導入予定が決まりましたら、「導入計画書」の提出をお願いします。

| 検査項目 | 手数料 (1頭あたり) | 検体 | 備考 |
|-----------------------|----------------|------|---|
| ヨーネ病抗体検査 | 700円 | 採血 | 家畜伝染病予防法第5条により規定される検査（群馬県告示第47号） 全頭必ず検査が必要 |
| ヨーネ病遺伝子検査 | 1,290円 | 糞便採取 | |
| 牛伝染性リンパ腫 (旧名：牛白血病) | 590円 | 採血 | 希望により検査 |
| 牛ウイルス性下痢 | 1,290円 | 採血 | 希望により検査 |

◆◆ 牛ウイルス性下痢(BVD)検査について ◆◆

県央クーラーステーションにおける集乳車乳を用いたBVD検査について、今年度も、7月と1月に実施する予定です。検査結果については、酪農組合等を通じお知らせしています。検査への御理解と御協力をよろしく申し上げます。

農場へのウイルスの侵入を防ぐために、飼養衛生管理基準の遵守と、「導入牛のBVD検査」をおすすめしています。また、導入時に妊娠している牛については、感染時期により持続感染牛（PI牛）を産出する可能性がありますので、「導入牛産子の検査」もご検討ください。

◆◆ アカバネ病ワクチンについて ◆◆

アカバネ病ワクチンの接種時期は、吸血昆虫が増える前の4-6月に行う必要があります。群馬県では約20年間、発生はしていませんが、令和元年、千葉県でサーベイランス調査によりアカバネ病の抗体の上昇が確認されており、いつ発生してもおかしくありません。

ワクチンの効果は高く、アカバネ病が流行した地域で、ワクチン接種群は3.3%の流産の被害でとどまったのに対し、ワクチン未接種群は10倍の33.3%の異常産が認められたとのデータがあります。

全国でアカバネ病を含む吸血昆虫を媒介するウイルス疾病のサーベイランス調査を実施しており、中部地域でも6農場でご協力いただく予定です。しかし、抗体の陽転を確認した時点でワクチン接種をしても、間に合わない可能性があります。近年アカバネ病ワクチンの接種を見合わせていた方は、改めて接種の検討をお願いいたします。

◆◆ ハエの防除対策は早めに行いましょう ◆◆

効率的なハエの防除は「環境対策」と「殺虫剤の使用」を一緒に行うことが大切です。

1 環境対策

- ・ふん尿や食べ残し、こまめに清掃を行いましょ。
- ・換気や排水に気をつけて畜舎内を乾燥した状態に保ちましょ。

2 殺虫剤の使用

(幼虫)

- ・IGR剤(発育抑制剤)を散布します。

(成虫)

- ・殺虫剤を散布します。
- ・即効性がありますが持続性がないため、複数回の散布が必要です。
- ・同じ系統の薬剤を繰り返し使用すると効果が出にくくなります。

異なる系統のもの(ピレスロイド系・有機リン系製剤)をローテーションで使用してください。



◆◆ 暑熱対策の確認を ◆◆

年々暑さが早まっているように感じませんか?前橋市では10年程前から5月でも夏日が観測される日があります。乳用牛は25℃以上で暑熱ストレスを感じます。早めの暑熱対策をお願いいたします。

4月:グリーンカーテンの作付け、寒冷紗の準備、ミストや送風機の清掃と稼働確認

5月:夏日や夜間の冷えなど柔軟な温度管理が必要

6月:湿度と気温の上昇で不快指数が上がる時期。牛の体調管理↑

7~9月:熱射病による事故増加。特に8月は要注意

*肉用牛の暑熱ストレスは30℃以上ですが、脂肪が多い肥育後期は早めに対応してください。

◆◆ 令和3年度 畜産試験場 研究成果発表会の動画配信 ◆◆

令和4年2月2日に畜産試験場の研究成果発表会を開催しました。現在、動画配信を行っております。下記からアドレスまたはQRコードから、是非ご覧ください。

https://www.pref.gunma.jp/07/p182_00018.html



◆◆ 令和3年度第64回群馬県原乳品質改善共励会の結果 ◆◆

高品質な生乳を生産されていることに敬意を表します。前橋市の小林幹男さんが1位に輝きました。

受賞者(敬称略)

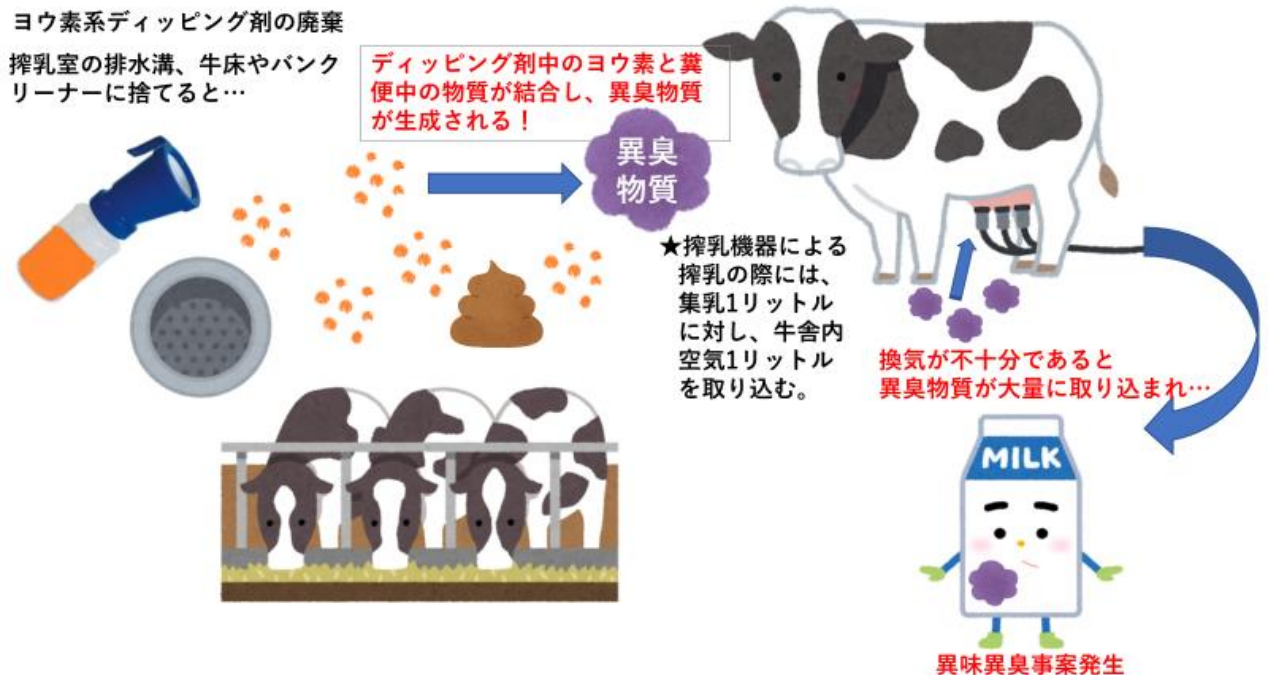
- 1位 小林幹男(赤城酪連)
2位 石原玄明(全農群馬(東部))
3位 矢内孝久(あがつま農協)
以下、管内受賞者(40位まで)
19位 新井利次 21位 月田多久夫 22位 茂木実
28位 富岡和行 30位 勢多農 32位 須藤晃
34位 山田雅人 35位 北爪初男 37位 奈良俊彦



1位の小林幹男さん

★ヨウ素系ディッピング剤と牛糞の接触から生成される物質が、生乳の異味異臭の原因であると推察されました！

今般、生乳の異味異臭事案の原因究明のための調査で、下図のとおり、牛舎内での異臭物質生成と、生成された異臭物質の搾乳時生乳への移行が確認されました。




牛舎内の臭気が生乳に移行する可能性があります。クレゾールの結合により生成、空気中の当該物質が搾乳時に搾乳機にとりこまれることで生乳に混入されると推察。

対策 生乳へ異臭物質を移行させないために

- 余ったヨウ素系ディッピング剤は、畜舎内に放置・廃棄せずに牛ふんに接しない形で処理をする。
- 寒い日は換気が不十分になるので、搾乳の際には十分換気をする。

家畜保健衛生所は **365日24時間対応**の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

中部家保  027-288-0371

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。また、残っている牛個体識別システムの耳標、無償配付された耳標装着器は返却してください。（紛失、破損の場合は返却不要です）